平成 28 年 6 月 28 日

一般財団法人福岡県交通安全協会

実施要領の追加

「福岡運転免許試験場隣接地公募型プロポーザル方式売却事業実施要領」について以下の条件を追加します。

入札保証金

(1) 入札保証金の納付

当協会は、最低売却価格(非公開)以上かつ最高金額をもって入札した者を優先交渉権者としますが、優先交渉権者は開札の日（平成 28 年 9 月中旬予定）から 10 営業日以内に当協会の指定する口座に入札保証金として、入札金額の 5%を納付して下さい。期日までに入札保証金の納付がない場合は、優先交渉権者としての地位が消滅します。

(2) 入札保証金の取扱い

入札保証金は返還せず、売買代金に充当します。

入札保証金は、その受入期間について利息を付しません。

優先交渉権者が自己の都合により優先交渉権者の地位を辞退する場合には、入札保証金の返還はいたしません。

(3) 入札金額の次点者

入札金額の次点者が優先交渉権者になる場合も上記条件は同様に適用します。